参　与　　委員の皆様、おはようございます。
予定している委員の方々、全員出席しておりますので、定刻前ですが、ただいまから第６回農業委員会総会を開催いたします。

（午前１０時００分　開会）

参　与　　初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

（会長挨拶）

参　与　　ありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。
欠席の届け出が２１番、齋藤久人委員から出されておりますので、ただいまの出席者は２３名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
また、１１時ごろに田村誠市委員が所用のため退席なさるということでありますので、ご了承願いたいと思います。
今回の農業経営基盤強化促進法による所有権移転案件に関連し、担当の農用地利用最適化推進委員５名の方からも出席をいただいておるところであります。
それでは、私から、１１月８日総会から本日までの業務報告を申し上げます。
お手元に配付しております平成２９年１２月総会までの業務報告書をごらん願います。
１１月８日には、第５回農業委員会総会を委員２２名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにて開催しております。
１１月１３日から１４日には、秋田県都市農業委員会会長会先進地研修があり、会長及び私が参加しております。研修先は宮城県登米市で、６次産業化で実績を伸ばしている伊豆沼農産を、また、南三陸町では、中山間地域の農地集積に取り組んでいるクーペル農園を視察し、登米市の農業委員会で研修を行ってまいりました。
１１月１７日には、役員７名の出席をいただき役員会を開催しております。内容については、議事録のホームページ上の公開等について検討いたしております。
１１月２１日には、大仙市人・農地プラン検討委員会が開催され、私が出席しております。
１１月２４日には、農用地利用調整会議が神岡支所情報活動室において、会長、推進委員５名の出席をいただき開催し、今回上程する農業経営基盤強化促進法による所有権移転案件について審議をいただいております。また、午後からは、秋田県農業会議の第２０回常設審議委員会が秋田市の秋田パーククホテルで開催され、会長、事務局が出席しております。内容については、農地法４条、５条の諮問に係る審議でございます。
１１月２９日、３０日は、先ほど会長が申したように、農業者年金加入推進セミナー、秋田県選出国会議員との要請懇談会、全国農業委員会会長・代表者集会が東京都のメルパルクホール、東京グランドホテルで開催され、会長、事務局３名が参加しております。内容については、年金については今後の加入促進への取り組み方を研修し、国会議員の要請、それから会長・代表者集会では、先ほど会長が申したような内容で研修しております。
１２月６日には、大仙市農業再生協議会幹事会が大曲庁舎で開催され、私が出席しております。
以上、主な業務報告でございます。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　　本日の会議を開催します。
　初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
　　（異議なしの声）

議　長　　異議なしと認め、１１番、玉井慎太郎委員、１２番、小松伸一委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
　　平成２９年１２月７日提出
　　大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。
１ページ、１番についてご説明いたします。
農地の所在が、飯田○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○です。
売買による所有権の移転で、譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○。譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
理由といたしましては、申請地は両者の合作地であり、○○○○が○○○○に売買のお願いをしたところ、○○○○が応じたものでございます。
売買価格は、１０アール当たり○○○○、総額では○○○○○○○となっております。

４ページ、８番と、５ページ、９番について、関連がありますので一括で説明させていただきます。
交換による所有権移転です。
８番です。
交換する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○１筆です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、７６歳。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、５１歳です。
続いて、９番です。
交換する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○１筆です。
譲渡人、譲受人は、８番と逆になり、○○○○○○○○○○○○○○○○○○となります。
申請理由といたしましては、両者とも自宅に近い当該地を交換するために申請したもので、面積に差がありますが、両者合意の上で申請されたものであります。

続きまして、５ページ、１１番をごらんください。
農地の所在が、大仙市高城○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○の１筆です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、５８歳です。譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、２９歳です。
売買による所有権移転で、申請理由は、○○○○と○○○○の祖父が約３０年前に売買契約を行い、現在、当該地は○○○○が耕作等を行っているのですが、未登記のままであり、改めて農地法の申請を行うものです。
売買価格は、１０アール当たり○○○○○○○○、総額○○○です。

６ページ、１２番を説明します。
所有権を有償移転する農地は、豊岡○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○外１筆、合計○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
理由は、○○○○は○○○で生活しており、高齢のため今後○○に戻る予定がないことから、全財産を処分することとし、申請地の売買について○○○○に相談したところ、合意に至ったものであります。
売買価格は、総額○○○、１０アール当たり換算で○○○○○○となっております。
なお、現在貸し付けしている農地については、議案第３号の売買案件となっております。

７ページ、１５番と、７ページから１１ページ、１６番について、関連がありますので一括で説明いたします。
初めに、１５番です。
移転する農地は、大仙市協和稲沢○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○外５筆、計田６筆、面積○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、６４歳。譲受人は、○○○○○○○○○○、３４歳です。
申請理由といたしまして、○○○○が経営移譲年金を受給するため、現在、○○○○が３条賃貸借で○○○○○○○○○○から借りている農地について、息子の○○○○○に権利を移転するものです。

続いて、１６番です。
設定する農地は、大仙市協和稲沢○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○外、田４５筆、畑２筆、計４８筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人及び譲受人は、１５番と同じく○○○○○○○○○○○○○○○○です。
申請理由として、○○○○が経営移譲年金を受給するため、息子の○○○○に自己所有地を経営移譲するもので、設定期間は１０年となっております。

続きまして、１２ページから１３ページの１８番、１９番をごらん願います。
使用貸借の更新です。
借受人が同じ方ですので、あわせて説明いたします。
初めに、１８番。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、８２歳です。貸し付けする農地は、北ナラ岡○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○○○外、田６筆、畑１筆の計８筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
続きまして、１９番。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、８３歳。○○○○○○○の妻です。貸し付けする農地は、北ナラ岡○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○○、１筆です。
２案件とも借受人は、○○○○○○○○○○○、５８歳です。
申請理由は、○○○○の経営移譲年金受給のための更新で、設定期間は１０年です。

１４ページから１６ページ、２１番を説明いたします。
使用貸借権の更新です。
設定する農地は、大仙市板見内○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○外、田２８筆、合計２９筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、８７歳。借受人は、○○○○○○○○○○○、６８歳です。
申請理由は、経営移譲年金受給のための更新で、設定期間は１０年となっております。

議案第１号について、今、説明いたしました１０件のほかに、所有権の有償移転１件、所有権の無

償移転３件、貸借権設定の新規２件、使用貸借権設定の更新５件がございます。
　１７ページから１８ページの農地法第３条の調査書をごらんください。
　農地法第３条第２項各号には該当しない旨、記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。
　よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長	説明が終わりました。これより質疑を行います。 　質疑ございませんか。 　　　(なしの声)
議　長	ないようですので、これより採決いたします。 　議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 　　　(賛成者挙手)
議　長	ありがとうございます。 　全員賛成ですので、議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。
議　長	次に、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。
参　与	議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について 　　　農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 　　　平成２９年１２月７日提出 　　　大仙市農業委員会　会長　細谷精悦
議　長	事務局の説明を求めます。
参　与	

　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請についてご説明いたします。
　１９ページ、１番をご説明いたします。
　位置図及び配置図につきましては、資料の１ページと２ページをごらんください。
　転用する農地が、大曲○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○外、田１筆、計２筆の○○○○○○○○○○○○です。
　使用貸借権を設定し、資材置き場に転用するものでございます。
　貸付人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。借受人が、○○○です。
　転用理由といたしましては、○○○○は現在、○○○で建設業及び土石類販売業等の業務を行っておりますが、今般、大仙市を拠点とした事業の拡大を図るため、新たな資材置き場が必要となり、○○○○○○の農地を無償で借り受け、転用するものでございます。
　当該地は、会社からもほど近く、国道１３号線に接しており交通の便がよいことや、看板等を設置することで宣伝効果も期待できることから、選定したものでございます。
　貸借の設定期間は２０年となっております。
　農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第１種農地に区分されます。第１種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第３３条４号において、周辺居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地にかわる周辺の土地で事業の目的を達成できる代替地がない場合に例外的に許可できることとなっており、事業の目的や立地場所、周辺の土地の状況を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、本案件につきましては、ことし７月７日開催の農業委員会総会におきまして、農業振興地域からの除外について同意をいただいた案件になっております。

続きまして、同ページ、２番を説明いたします。
位置図及び配置図は、資料３ページ及び４ページをごらんください。
資材置き場設置のための転用であります。
転用する農地は、大仙市北ナラ岡○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○外２筆、計田３筆、面積○○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
申請理由といたしまして、譲受人は建設業を営んでおりますが、交通の便がよい当該地と申請地周辺の原野等をあわせて買い入れ、資材置き場を設置するものであります。
売買価格は総額で○○○、１平方メートル当たり約○○○となっております。
許可基準における立地基準につきましては、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、第１種農地に区分されますが、農地法施行規則第３６条、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合であり、事業の総面積に占める第１種農地の面積が３分の１を超えないことから、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、本案件は、平成２９年２月８日開催の大仙市農業委員会総会におきまして農振除外の同意をいただいた案件でございます。

続きまして、３番を説明させていただきます。
位置図及び配置図につきましては、資料５ページ及び６ページをごらんください。
農家住宅建築のための転用です。
転用する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○○○○○、地目が畑、面積○○○○○○○○○１筆です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。譲受人は、○○○○○○○○○○○です。
申請理由といたしまして、譲渡人の○○○○○○は高齢であり、介護が必要になったことから、息子である○○○○が当該地に新たに介護に適した住宅や農作業小屋などを建築するために申請したものであります。
なお、現在の住宅につきましては、新たな住宅を建築後、解体し、屋敷畑とする予定でございます。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、第１種農地に区分されますが、農地法施行規則第３３条第４号、土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

２０ページ、４番を説明します。
資料は７ページ、８ページとなります。
所有権移転による転用で、農地の所在が、豊川○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

理由は、○○○○はガソリンスタンドを経営しておりますが、従業員及び小型ローリー車等の駐車場と廃タイヤ等の一時保管スペースが狭小であることから、駐車場と資材置き場を新設するものであります。

許可基準における立地基準については、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の一団の農地の区域内にあるため第１種農地に区分され、原則許可できませんが、申請内容が農地法施行規則第３３条第４号の例外規定に該当し、許可できるものと判断しました。

また、一般基準についても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断しました。

この案件は、７月総会において農振除外について同意をいただいたものであります。

議　長　　事務局からの説明が終わりました。
これより、現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件１番についてお願いします。

渡邊委員　　１８番、渡邊です。
先般、事務局と確認に参りました。
ごらんのとおり１３号線のバイパス沿いでありますけれども、先ほど説明があったとおり、ことし７月に農振除外申請をし、許可を得たものです。農振除外申請に当たっては、地元の改良区あるいは周辺住民、あるいは関係省庁等々がそれぞれ審議をしたということを承っておりますので、許可要件を満たしているというふうに判断します。
よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございます。
案件２番についてお願いします。

石山委員　　１３番の石山です。
事務局の説明のとおりでございます。特に問題あると思いませんので、よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございます。
案件３番についてお願いします。

黒川委員　　１９番、黒川です。
５日に事務局と現場を確認いたしました。これは地図を見ればわかるとおりに、周りは全部畑ですので、問題はないというふうに判断しました。
どうかよろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございます。
案件４番についてお願いします。

田村委員　　１５番、田村でございます。
先般、事務局と現地調査してまいりました。○○○○○○はガソリンスタンドを経営している方です。スタンドの裏の農地を駐車場と資材置き場にしたいということでございます。何ら問題ないというふうに思いますので、よろしくご審議お願いしたいと思います。

議　長　　ありがとうございます。

参　与　　現地調査、大変ありがとうございました。

それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参　与　　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
平成２９年１２月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第３号１番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○○○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

参　与

それでは、１番についてご説明いたします。
２１ページでございます。
所有権を移転する農用地が、大仙市花館○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○１筆であります。
所有権を移転する者が、○○○○○○○○○○、６４歳。所有権の移転を受ける者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、７０歳、認定農業者でございます。
申請理由といたしましては、○○○○は今まで○○○○へ農作業を委託して経営をしておりましたが、後継者もいないことから農地を処分しようと考え、○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○が買い受けに応じたものでございます。
売買価格は１０アール当たり○○○○、総額では○○○○○○○○○となっております。
本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い

いたします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　議案第３号９番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○○○○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

参　与

２５ページ、９番を説明いたします。
利用権設定の更新で、利用権を設定する農用地は、大仙市土川○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○外、田２筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、６６歳です。利用権の設定を受ける者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、６８歳、認定農業者です。
期間満了による利用権設定の更新で、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○○で、期間は３年となっております。
ただいま説明しました案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号９番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号９番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　議案第３号１０番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○○○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

参　与

続きまして、１０番を説明いたします。
利用権設定の更新で、利用権を設定する農用地は、大仙市寺館○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○外、田４筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、５８歳です。利用権の設定を受ける者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、６７歳、認定農業者です。
期間満了による利用権設定の更新で、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○で、期間は５年となっております。
ただいま説明しました案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１０番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１０番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○○○○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　議案第３号１１番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○○○○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

参　与

それでは、２６ページ、１１番をごらんください。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する農地は、南外○○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○○○１筆です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、６０歳。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、２８歳です。
申請理由といたしまして、○○○○が労力不足であることから経営規模の縮小を考え、近隣を耕作する○○○○に相談したところ、新規就農者で農地を探していた○○○○がこれに応じてくれたものです。
設定期間は１０年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○です。
なお、本案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１１番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１１番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○○○○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　次に、議案第３号２番から８番及び１２番から９０番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

２１ページ、２番についてご説明いたします。
所有権を移転する農用地は、大仙市清水○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○外、田５筆、合計田６筆の○○○○○○○○○○○○○○○でございます。
所有権を移転する者が、秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。所有権の移転を受ける者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、６４歳、認定農業者でございます。
申請農地につきましては、ことし２月総会におきまして公社買い入れ及び一時耕作後の売り渡しのご承認をいただいたものでございます。今回、その農地の買受予定者でありました○○○○が買い受けるものでございます。
売買価格は総額○○○○○、１０アール当たりに換算すると○○○○○○○○○でございます。

続きまして、２２ページ、４番です。
所有権を移転する農用地は、大仙市土川○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○の外５筆、合計○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転するのは、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、７０歳です。所有権の移転を受けるのは、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、５０歳、認定農業者です。
申請理由は、当該農地は買受人の○○○○○○○○が利用権設定により耕作を行っている農地で、所有者の○○○○○○○○○○は農業経営の縮小を考えており、○○○○○○○○に買い受けの相談をしたところ、これに○○○○○○○○が応じたものです。
売買価格は総額○○○○で、１０アール当たり約○○○○○○○○○となっております。
なお、売買価格が低目に設定されていますが、○○○○○○○○○○側の売り渡し希望によるものと、当該地は中山間地域の農地であり耕作条件が余りよくないということが考慮されております。

２３ページ、５番を説明します。
所有権を移転する農用地は、北長野○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○○外１筆、合計○○○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
理由は、○○○○が負債整理のため売却を希望し買受者を探していたところ、近隣を耕作している○○○○が買い受けに応じたものであります。
売買価格は１０アール当たり○○○○、総額○○○○○○○○○○となっております。

２３ページから２４ページの７番をごらんください。
所有権を移転する農地は、大仙市上野田〇〇〇〇〇〇〇、台帳、現況ともに畑の〇〇〇〇外、田２筆、畑５筆の合計８筆、面積〇〇〇〇〇〇〇です。
所有権を移転する方は、秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、７８歳、認定農業者の方です。
売買価格は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、１０アール当たり単価は、田〇〇〇〇、畑〇〇〇〇です。
理由といたしましては、〇〇〇〇が公社から平成２７年に借り受けた農地を３耕作後に買い受けるものです。
なお、売買価格には農地賃借料の２分の１が還元されています。

２４ページ、８番を説明いたします。
所有権の移転で、所有権を移転したい農地は、大仙市太田町国見〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、７８歳です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、５５歳、認定農業者です。
申し出理由といたしまして、〇〇〇〇所有の農地の中でこの１筆だけが離れていて耕作不便なため、隣接地を所有している〇〇〇〇に売買の相談をしたところ、〇〇〇〇が応じてくれたものです。
売買価格は、総額〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、１０アール当たり約〇〇〇〇となっております。

３１ページ、２０番を説明いたします。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する農地は、北ナラ岡〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇外２筆、計田３筆、面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、６７歳。利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、６４歳です。
申請理由といたしまして、〇〇〇〇は旦那さんが亡くなり、母親と２人で自作地を耕作しておりますが、労力不足であるという理由のため自作地の縮小を検討しておりました。そのため、現在、他の農地を小作している〇〇〇〇に本農地の小作を依頼したところ、〇〇〇〇がこれに応じてくれたものであります。
設定期間は、〇〇〇〇の契約しているほかの契約と終期を合わせるため４年２カ月となっております。１０アール当たり賃借料は〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。

５２ページ、５６番をごらんください。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する農地は、協和船岡〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外、田１筆、計２筆、面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
利用権を設定する方が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。利用権の設定を受ける方が、〇〇〇です。
申請理由といたしまして、〇〇〇〇〇が当該農地を返還されたため、近隣を耕作する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と新たに契約をするものです。
設定期間は１０年、１０アール当たりの賃借料は〇〇〇〇〇です。

５４ページ、５９番をごらんください。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する農地は、南外〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇〇〇〇〇外、田１０筆、計田１１筆、面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、５６歳。利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、６０歳です。
申請理由といたしまして、当該農地は別の方と賃貸借契約していたのですが、返還されたため、新

たな借受人を探していたところ、近隣を耕作している○○○○に相談したところ、○○○○がこれに応じてくれたものです。
設定期間は５年、１０アール当たり賃借料は○○○です。

続きまして、６６ページ、７９番から、７５ページ、９０番までを説明させていただきます。
農地中間管理機構を活用する利用権の設定で、受け手は全て秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。
以前の総会同様、総括的な説明とさせていただきますので、ご了承願います。
利用権を設置する農地は、７９番の大仙市刈和野○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○○外、田が８５筆、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、畑１筆、○○○○○○○○○○○、合計８６筆、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、７９番の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を初め１１名の方で、地域農業への集団化への協力及び転業や高齢による労力不足のため貸し付けを希望している方たちです。
設定期間は１０年２カ月となっており、こちらにつきましては、県の農用地利用配分計画の公告行為により貸し付けされるため、公告日までのタイムラグがあるためこの期間となっております。１０アール当たり賃借料につきましては、田が○○○○○○○から○○○○○○○○○と幅があり、一部につきましては、圃場の状態から使用貸借となっております。畑につきましては、今回は１筆のみとなっておりますが、田と同じ条件で契約をされております。
なお、１件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

議案第３号２番から８番及び１２番から９０番まで、今説明しました２０件のほかに、所有権移転２件、賃貸借権設定の新規２４件、更新３７件、使用貸借権の設定の新規２件、使用貸借権設定の更新１件がございます。
今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き１０アール当たり３番が○○○、６番が○○○○○○○○○○と低額でございますが、これは各地域の圃場の状況及び契約者双方の意向及び実状を踏まえた妥当な契約金額と推察しており、利用調整会議においてもご承認いただいたものであります。
次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、田が○○○○○○から○○○と幅がございますが、米の概算金や圃場等の関係を考慮に入れ、契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
また、採草放牧地の契約１件があり、○○○○○○の設定がなされておりますが、これも契約者双方の意向を反映した妥当な契約金額と推察しております。
いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
菅原委員。

菅原委員　　１番、菅原です。
若干聞きたいと思いますけれども、３２ページ、番号が２２番なんですけれども、移転を受ける者が○○○○○○○○○○○○○、そして貸し付けするのが○○○○という内容になっておるようですけれども、これは場所が○○○○ですね、現況が田んぼというような形になっておるようですけれども、これは田んぼとして使用するものでしょうか。そこら辺聞きたいと思いますけれども、お願いします。

議　長　　はい。

参　与　　ただいまのご質問でございます。○○ということでご存じのとおり水がほとんど来

ていないところでございまして、現在もほぼ自保ですとか、いわゆる転作田ということで使われているようで、今現在は大根を植えているということでございまして、今後もそういった形で野菜、大根を植えるというような形で伺っております。

議　長　　ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号２番から８番及び１２番から９０番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号２番から８番及び１２番から９０番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の「農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について」を事務局より報告願います。

参　与　　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
平成２９年１２月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

７６ページをごらんください。
前回同様、事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げさせていただきます。
１番、大仙市神宮寺字金葛１２７番地、株式会社ノウショウ、代表取締役、サイトウアキラ。
２番、大仙市強首字強首９８番地、農事組合法人ミドリノコワクビ、代表理事、ササキコウケン。
３番、大仙市清水字金鐙２０番地、農事組合法人金鐙、代表理事、ハタケヤマヨシカズ。
４番、大仙市太田町小神成字小田中４２番地、農事組合法人小神成ファーム、代表理事、フジサワヒロシ。
以上、４法人から報告がありました。詳細につきましては、７７ページ以降をごらん願います。
結果、４法人とも農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　　以上、報告といたします。

議　長　　これで本日の日程は全て終了しました。
このほか、事務局から何かありませんか。

参　与　　１月の総会についてお知らせしたいと思います。
先ほども会長が申しましたように、毎年実施しております市長初め市当局並びに議会議員との新春懇談会については、１１月２日に同様のメンバーで懇親会を行ったことから、実施しない方向でございます。
また、総会の日時についても、そのことを考慮し、１１日の午前中に行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
正式な通知については、毎月の総会と同様に発送いたしますので、よろしくお願い

いたします。

議　長　　ほかにありませんか。

参　与　　それでは、私のほうから、前回の１１月総会においてご意見のありました件についてお話しさせていただきたいと思います。

初めに、渡邊敏雄委員からご意見のありました件についてお話しさせていただきたいと思います。

平成２９年度機構集積協力金についてと書かれた１枚物の用紙をごらん願います。

表面のほうには、機構集積協力金の概要について記載しています。これについては、以前にもお渡ししている農地中間管理機構のパンフレットにも同様のことが書かれていますので、説明は省略させていただきたいと思います。

用紙の裏面のほうをごらん願います。

こちらには経営転換協力金の計算例を記載しています。機構への貸付面積に応じて、①番は５０アール以下の場合、②番は５０アール超２ヘクタール以下の場合、③番は２ヘクタール超の場合と、３段階に分けてそれぞれ１０アール区分で計算例を示しています。

表のほうを見ていただきまして、一番左の欄が機構への貸付面積となっています。その右の欄に、全農地新規、新規２分の１、新規以外２分の１、全農地新規以外とありますが、ここでいう新規及び新規以外の区分については、用紙の表面にも記載されておりますけれども、前年は非担い手が耕作していた農地が担い手に転貸された農地を新規として、それ以外の農地、例えば前年に担い手が耕作していた農地を別の担い手に転貸した場合などは新規以外として区分されます。

全農地新規の欄には、貸し付けした農地の全てが新規であった場合、新規２分の１、新規以外２分の１の欄には、新規と新規以外の農地の割合が半々であった場合、一番右の全農地新規以外については、全てが新規以外であった場合の単価計算による協力金の額を記載しています。

これを見ますと、貸し付けした農地が新規であるか新規以外であるかにより、同じ貸付面積でも協力金の金額に差が生じることになります。また、協力金を一通り配分し、なお財源に余裕がある場合には、再配分で各区分の上限額まで上乗せされる場合もあります。

これらのことを踏まえると、協力金の金額については個々の状況ということになるため、一概のどの程度の金額になるかというのは難しいものと思われます。

また、この計算例は、平成２９年度の基準単価をもとに計算したものであります。平成２９年度基準は１１月総会で承認された案件までしか適用されません。今回、１２月総会で承認された案件からは平成３０年度基準で計算されることになりますが、平成３０年度の単価についてはまだ具体的な金額が明示されておりませんので、秋田県の交付基準が決まり次第、同様の資料を委員の皆様にお配りしたいと考えておりますので、ご了承願います。

参　与　　続きまして、同じく１１月総会でご意見のあったことについて、本日欠席されております齋藤久人委員から、農地中間管理事業、転貸により借り受ける人を事前に教えていただきたいという話がありました。

農地中間管理事業を活用する場合は、出し手及び受け手双方から書類を提出していただくため、事前に受け手を把握している状況にはなりますけれども、こちらで受け付けした段階ではあくまでも受け手の候補者という形ですので、受け手の候補者として機構に推薦して、機構の同意を得て、最終的には秋田県で認可することになっています。そのため、県の利用配分計画公告まで受け手が確定していないことになりますので、それ以前の公表については差し控えさせていただきたいと思います。

また、どの農地がどの人に貸し付けされたのか知りたいという話もありましたけれ

ども、これについては利用配分計画の公告後であれば、転貸で貸し付けされた農地や受け手の氏名、住所等を記載した資料をお渡しできるかと考えております。ただし、利用配分計画については毎月末日前後に公告されますので、１筆ごとの詳細が記載された資料が届くのが１週間から１０日ぐらいかかって事務局に送られてきます。公告日の翌月の議案書配付時には間に合わないと思われますので、今後は公告日の翌々月の総会日、議案書配付時にお渡しすることになると思われますので、ご了承くださるようお願いします。

これにより、１１月２８日に公告のあった利用配分計画の内容については、次回、平成３０年１月総会の議案書配付時にお渡しする予定となっております。よろしくお願いいたします。

議　長　　ほかにありませんか。

参　与　　事務局、佐々木です。私のほうから２件ご案内があります。

１つ目は、秋田１、２、３運動のアンケート調査の実施についてでございます。

秋田県農業会議のご指導によりまして、県内市町村の各農業委員会は、今年度から「地域の未来を描く！あきた農地利用最適化推進１・２・３運動」を実施しています。この前段といたしましてアンケート調査を実施し、その結果を大仙市の人・農地プランの見直しに反映させることとなっております。来年度は、経営面積１０アール以上の一般農家を対象に実施したいと考えております。その試行を兼ねまして、今年度は農地所有適格法人を対象に実施し、既に先週、１２月１日に大仙市内の７０法人に調査書を発送しております。農業委員、推進委員の皆様には法人の役員を務められている方が多数いらっしゃいます。また、既に調査票に回答済みの方も多いと思いますが、アンケート調査の実施についてよろしくご協力をお願いいたします。

２件目でございます。

県議会と農業会議との意見交換会への提出案件についてでございます。

１２月１８日の秋田県農業会議の常設審議委員会終了後に、県議会の農林水産委員会との意見交換会が開催されます。この意見交換会に提出する意見、要望等の提出をお願いする依頼文書を１１月２８日に郵送で農業委員、推進委員の皆様にお届けしております。本日、この意見等報告書を持ってきてまだ出していらっしゃらない方は、総会終了後に提出をお願いいたします。

以上です。

議　長　　ありがとうございました。

ほかにありませんか。

参　与　　それでは、皆様のお手元に議事録と会議録ということで、原本と書かれたものとホームページ掲載用と書いたものを２つ渡していると思います。

９月総会におきまして足達委員のほうから、近隣市町村においてはホームページで議事録を公開しているところもあるので、大仙市でも進めたらいかがかというご意見がございました。その際に、どこまで表示すべきなのかというものについて役員会で諮り、進めていきたいという旨の回答をさせていただいております。

これに基づきまして、１１月１７日に役員会を開催し、県内の各市町村の議事録を参考にしながら、大仙市としてはどこまで表示すべきなのかというところを検討いたしました。

皆様のホームページ用と書いているものなんですけれども、４ページから見ていただければ、黒塗りになっている部分が出てくると思います。今回の役員会での決定事項でございますが、まずは当事者の住所及び氏名、こちらは個人情報ということもございますので、こちらは削除させていただいております。次に、借受人が法人の場合も、同じくこちらも削除するということにいたしました。

それから、このホームページ掲載用の１１ページをごらんいただきたいんですけれども、ここからいわゆる退席案件に入ってまいるところでございます。退席案件についても、公職の委員であっても委員が当事者である場合は個人情報を保護するという観点から、委員の名前等も全て消させていただいておるということにいたしました。

次に、農地の情報でございますが、所在については大字までは表示するが、小字、地番は削除するということにいたしました。地目については、田、畑だけですので、こちらは問題ないので表示いたしますが、面積についても削除するということにいたしました。売買価格及び賃借料にきましても削除させております。

最後に、２３ページをごらんいただきたいんですけれども、こちらは法人報告が載っております。この法人報告につきましては、こちらの場合は法令にのっとって公告したということであり、農地所有適格法人で問題ないということでございます。こちらは全て掲載すべきであるということであることから、掲載することにいたしました。

今回はホームページ上という不特定多数の方が見るものでございますので、できる限り詳細な情報というものは隠すべきではないかという方針のもと、このように役員会で決定いたしております。

役員会でもお話があったんですけれども、これで完成というわけではなくて、もしここも削除すべきではないかですとか、逆にもうちょっと公表すべきではないかというようなご意見、委員の意見もしくは市民の方からの意見があった場合は、再度役員会を開催し、検討していきたいと思います。

今回、この案でご報告してご了承いただいた場合は、できるだけ早く、来年の１月総会の議事録くらいからホームページ上で公表したいと思っております。

以上、ご報告でございます。よろしくお願いいたします。

参　与　　すみません、長くなりまして。最後でございます。

農業者年金の加入推進について、加入推進部長さんをこちらのほうで選ばせていただきました。それで、加入推進部長の会議をまだやっておらない状態なので、１月の総会後に行う予定としておりますので、農業者年金の加入推進部長につきましては、１月の総会後に私どものほうで会議を持ちたいと思いますので、ご承知おき願いたいと思います。

以上でございます。

議　長　　そのほか、委員の皆さんから何かありませんか。

足達委員。

足達委員　　２番の足達です。大変ご苦労さまです。

先ほど、事務局のほうからホームページの掲載、内容説明していただきまして、本当にご難儀かけました。

掲載はこのままということになるんでしょうか。

それで、一言注文というかお願いですけれども、黒塗りが大分あるんで、黒塗りのままでなくて、例えば丸丸とかで、何だか黒いノリ弁当みたいな感じなので、その辺はご配慮いただきたいなと思います。

それから、先ほど事務局のほうからも、今月１８日の県議会の農林水産委員と、それから農業会議の打ち合わせのことで、提案事項はないかというお話で、私実は１つ持ってきていまして、まだ上げていませんけれども、事前に局長にもちょっとお話しして、いいんではないかと言われたんですけれども。私なりに、何カ月かしか過ごしていませんけれども、県議会に新しい事業を提案、県単の事業を提案したらどうかなと思っています。

というのも、農地パトロールで回っていますと、遊休農地、大分あります。すぐ隣で大豆なり転作をやっている農家もいます。簡単に遊休農地を解消してやれるのではないかなと思いつつ、国では今、補助事業で、農政サイドで不耕起や、耕作放棄地の

活用事業とかの補助金、国の事業はありますけれども、できれば県単で、県で対象の田んぼを簡単な手続で、国の事業の場合は請求書とかいろんな手続があって、補助金申請なり一連の事務がありますけれども、ぜひ簡単な事業として県単事業で組めないかという提案をしたいと思います。

私の提案なので、皆さんは現場を十分わかっているので、そんなことやったって誰もやる人いないよと言われれば私、取り下げますけれども。私の思いでは、転作の奨励金のような感じで、認定農業者なりが遊休農地だということを市町村で認定した農地を転作用、ここで野菜をつくるのであれば農家から申請してもらって、奨励金みたいな感じで、確認してそのお金を出すというようなシステムで。耕作放棄地のやつで、たしか小種のほうで大分前に大規模にやった例がありますけれども、そうした場合は設計書をつくったりして、当然会検も入るし、いろんな申請書とか、非常に手間なんで、ぜひ簡単にできる事業を、何とか農林水産委員と農業会議の、地域で、あの方々は事業をするわけではないので、県の農政部のほうにつなげてもらって、遊休農地解消に努められる有効な事業として提案したいなと思っていますので。何とか委員の皆さん、いや、そんなもの出さなくていいという意見があれば、私は取り下げますので。周りの遊休農地を見て、何かいいなということで、何とかご協力いただきたいなと思います。

以上です。

議　長　　ただいまの足達委員の提案について、皆さん、よろしいですね。

菅原委員　　ただいまの意見なんですけれども、再生利用事業の内容もあるということなんで、これについては別に異論はないと思いますので、いいんじゃないでしょうか。

議　長　　よろしいですね。

農林水産委員の委員長さんが小松隆明委員長で、副委員長が加藤麻里さんですので、大仙市、美郷から何か出るのではないかという話をされていますんで、貴重な意見、ありがとうございました。

ほかにありませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして第６回大仙市農業委員会総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

（午前１１時１８分　閉会）